（報告の義務及び方法）

第十二条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［一　略］	［略］	［略］	［略］
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び三の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
五　第十条第一項の表五の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	五の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び五の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。	
六　第十条第一項の表六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	六の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	［略］	

（報告の義務及び方法）

第十二条　次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
［一　同上］	［同上］	［同上］	［同上］
二　第十条第一項の表二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	二の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主	二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。
三　第十条第一項の表三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。
四　第十条第一項の表四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	四の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げる調査事業所に関する調査事項	［同上］